

航空ニュース

第7527号 2020年 6月 3日（水曜日）

=目 次=

◎S J A C新会長に村山 滋氏、副会長に識名朝春・藤野 寛・原 芳久の3氏 今清水浩介専務理事・高辻成次常務理事が再任、新任の常務理事に山岡建夫氏	2
◎防衛省、国連P C R S・戦略航空輸送分野でC-2登録	3
◎統幕、海賊対処航空隊P 3-C不具合復旧要員をC-2でベトナムに派遣	3
◎防衛省6月1日付1佐級人事異動	3
◎航空局6月1日付人事異動発令	4
◎中部国際空港会社6月1日付人事異動発令	4
◎消防庁落札者、消防庁ヘリは三井物産エアロ（AW139）	4
【特別寄稿】◎宇宙ビジネスの現状と法環境 第5回：宇宙ビジネスと特許権 センチュリー法律事務所 弁護士 北村尚弘	5

発行：株式会社 航空ニュース社 ◇航空ニュース：毎週 月・水・金曜発行（祝・休日休刊）
発行人：廣川誠司 〒116-0002 東京都荒川区荒川7-44-4 Tel 050-5309-3247（代表）／Fax 03-6685-7438
WEB : www.kokunews.com メール : newsac@kokunews.com 本紙の複製、引用・転載・訳載を禁ずる。

【特別寄稿】◎宇宙ビジネスの現状と法環境 第5回：宇宙ビジネスと特許権

センチュリー法律事務所
弁護士 北村尚弘

1 はじめに

従前、宇宙開発は、国家主導で研究・開発がなされてきたが、近年では民間企業による参入が目まぐるしい。また、その中には、宇宙ゴミの除去ビジネスや、人工流れ星によるエンターテイメントビジネスなど、既成概念に縛られない新しいビジネスモデルを掲げるベンチャー企業も少なくない。これらの民間企業が、他社との競争・差別化の中で優位な地位を築き、また、それまでに投じた多額の研究・開発費用を回収するためには、特許権が重要な役割を果たすだろう。

そこで、本稿では、宇宙ビジネスにおける特許権について検討したい。

2 特許出願動向

まずは、宇宙ビジネスにおける特許出願動向についてみてみたい。

特許庁による「令和元年度特許出願技術動向調査結果概要（宇宙航行体）」によれば、欧米企業から日本に対して数多くの特許出願がなされている結果、日本企業から日本に対する出願割合は約56%と低くなっている。また、日本企業から海外に対する出願割合も、アメリカにおいて約5%、欧州において約4%、中国において約1%と、低い水準となっている。なお、世界全体で見ると、近年は、中国企業からの出願件数が著しく増加している点が注目される。

宇宙ビジネスに関する技術については、対象物が存在するのが宇宙空間であるがゆえに模倣が容易でないこと等を理由として、特許出願せずにノウハウとして秘匿することも選択肢としてあり得るところである。しかし、宇宙ビジネスの発展とともに、他社が類似技術を開発することも十分考えられるところであり、他社に特許権を取得されてしまえば、今後、当該技術は自由に使えないこととなる。各社とも、今後の状況を見つつ、特許戦略を検討する必要があるだろう。



北村尚弘弁護士

3 宇宙ビジネスにおける特許紛争

しかし、そもそも、宇宙ビジネスにおいて、特許紛争など起こるのだろうかと思われる方もいるかもしれません。

従前は、宇宙開発が国家主導で進められてきたこともあり、宇宙ビジネスに関する特許紛争は起こりにくく、また、特許紛争が起きたとしても民間企業 vs 国家（又は国家機関）という形が多かった。しかし、近年の民間企業による宇宙ビジネスへの参入を受けて、民間企業 vs 民間企業という形での特許紛争も増えており、例えば2014年には、SpaceX社がアメリカの特許庁に対してBlue Origin社の特許無効を主張し、当該主張が認められている。今後は、宇宙ビジネスにおける特許紛争の件数も増えてくるものと思われる。

なお、上述した特許無効紛争の事案において、SpaceX社の主張が認められた理由の1つとして、Blue Origin社が出願する以前に、日本人技術者が当該技術をすでに発表していたために新規性を欠いていた点があると言われている。当該日本人技術者が特許出願を検討していたか否かは不明であるが、出願前に論文や学会等で公表してしまうと特許取得できなくなる点には留意する必要がある。

4 宇宙空間での発明行為

では、宇宙機や宇宙基地において発明行為がなされた場合、当該発明行為については、誰が特許権を取得することになるのであろうか。

実は、特許権の取得の場面に関しては、発明行為が宇宙空間でなされたか否かは大きな問題とはならない。というのも、特許権については、各国において、早く出願した者が特許権を取得するという先願主義が採用されていることから、発明行為が行われた場所が、日本であろうと、海外であろうと、宇宙空間であろうと、特許権を取得したい国にいち早く出願すれば良いことになるためである。

5 宇宙空間での侵害行為

次に、宇宙機や宇宙基地において特許権の侵害行為がなされた場合についてはどうなるのであろうか。

まず、特許権については、属地主義が採用されており、特許権の効力については、当該国の領域内においてのみ認められる。つまり、日本において特許権を取得しただけでは、海外での特許権の侵害に対して何ら対抗することができず、海外でも特許権を主張するためには、当該国においても特許権を取得する必要がある。他方で、宇宙空間については、国家による領有が禁止されており、宇宙空間はどこの国の領域にも属さない。

では、そうすると、宇宙空間で行われた侵害行為については、何も主張することができないのだろうか。この点に関して、アメリカは、1990年に特許法を改正し、アメリカが管理・管轄権を有する宇宙物体についてもその適用範囲を拡大している。そのため、アメリカにおいて特許権を取得した者は、アメリカが管理・管轄権を有する宇宙物体において特許権の侵害があった場合には、自らの特許権を主張することができる。他方で、日本では、そのような立法は行われていない。宇宙ビジネスの発展とともに、然るべき立法手当てが望まれる。

また、仮に宇宙空間で行われた侵害行為については何も主張できないとしても、製造・開発行為が地上で行われている場合には、当該製造・開発行為を捉えて特許権侵害を主張できる可能性がある。この点に関して、アメリカの判例では、衛星メーカーである Hughes 社が、NASA が製造し、打ち上げた衛星に自社の特許技術が使われているとして特許権侵害を争った事案において、（上述した特許法改正より以前の行為であったために）軌道上で衛星が特許技術を用いて動作しているというだけでは特許権侵害にはならないとしつつ、アメリカ国内での製造行為については特許権侵害にあたるとしている。

6 まとめ

以上述べたように、宇宙ビジネスにおける特許権については、海外企業の出願件数は増加傾向にあり、また、特許紛争も増加することが見込まれる。他方で、宇宙空間での侵害行為を争いにくいといった特殊性も存在する。企業としては、これらの事情を考慮しつつ、自社の特許戦略を見直していく必要があるであろう。

[著者略歴]

北村尚弘（きたむら・なおひろ）

- ・2013年12月弁護士登録
- ・JAXAでのインターンをきっかけとして、宇宙ビジネスに関わる。
- ・宇宙ビジネスに関する複数の団体に所属するほか、弁護士有志にて「一般社団法人日本スペースロー研究会」を設立し、法的・政策的観点から宇宙ビジネスをサポートしている。